

保 育 要 件 ～保育の必要性の認定基準～

保育要件があると認定されるのは、亀岡市内に居住し住民登録をされており、その児童の保護者等が次の①～⑦の事情に該当する場合です。

① 日常の家事以外の仕事をしている。【就労】

○フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働、30アール以上の農地で農業に従事していることなどを含む。

○1日4時間以上、かつ週3日以上就労していること。

* 就労先が確定している採用予定者についても上記に準じる。

② 妊娠中であるかまたは出産後間がない。

産前2ヵ月、出産日から8週間後の日の翌日が属する月末まで。

(産前2ヵ月は出産予定月を含めません。)

③ 病気や負傷あるいは心身に障害がある。

- 1 入院の場合、医師の診断書で記載された入院の期間。
- 2 通院の場合、医師の診断書で記載された通院の期間。
- 3 心身に障害がある。(身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている。)



④ 病気や心身障害者である同居親族等の看護をしている。

- 1 入院の付添看護を必要とする場合、医師の診断書で記載された入院の看護期間。
- 2 通院の付添看護を必要とする場合、医師の診断書で記載された通院の看護期間。
- 3 心身に障害がある同居親族等(身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている者)を常時看護することが必要と判断される場合。

⑤ 災害や風水害、震災などの復旧にあたっている。

災害、風水害、震災その他の災害の復旧にあたっている場合、その復旧に要する期間。

⑥ 求職活動を継続的に行っている。

入所の日から起算して3ヵ月まで。

⑦ 学校、職業訓練校等に在学している。

